

令和2年6月12日

各 位

釧路新富士水産物地方卸売市場
釧路魚市場株式会社

卸売市場法の改正による業務規程の変更に伴い、「その他のルール」として新富士業務規程第18条で「第三者販売の禁止」、第20条で「自己買付の禁止」、第15条の2及び3で「受託拒否の禁止」と「受託拒否の正当な理由」、第21条で「卸売業者の買受物品等の制限」を定めましたので、お知らせ申し上げます。

記

「第三者販売の禁止」

第18条（卸売の相手方の制限）

卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。

ただし次の各号に掲げる場合であつて、買受人の買い受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

- 一 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- 二 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- 三 あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に出荷する場合

「自己買付の禁止」

第20条（卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止）

卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む）は市場において取扱品目の卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。

ただし卸売業者が取扱品目を買受ける必要があり、かつ価格形成の公正が保持される場合にあつてはこの限りではない。

2. 前項ただし書きの規程により卸売の相手方として物品を買受けた場合には、開設者に届出を行うものとする。

「受託拒否の禁止」

第15条（差別的取扱の禁止等）

卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人、その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売、委託の申込があった場合には正当な理由がなくてその引き受けを拒んではならない。なお上記の「正当な理由」として下記の①～⑦を定めることとする。

3 前項の正当な理由とは次のとおりとする

- ① 食品衛生上有害である場合
- ② 過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度である場合
- ③ 卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入れ能力を超える場合
- ④ 法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- ⑤ 卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- ⑥ 当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- ⑦ 販売の委託の申込みが暴力団員等から行われたものである場合

「卸売業者の買受物品等の制限」

第21条（卸売業者の買受物品等の制限）

卸売業者は、市場において取扱品目の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

その他のルールを定めた理由としては

- ① 卸売市場の公共性、公平性を担保する。
- ② 卸売市場運営の透明性を確保する。

以上の通りです。